

岩手県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成29年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
清水端	胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻（別紙図面のとおり。）	急傾斜地の崩壊	別紙図面のとおり。
清水端－1	〃	〃	〃
清水端－2	〃	〃	〃
三ヶ尻	〃	〃	〃
表小路	胆沢郡金ヶ崎町西根（別紙図面のとおり。）	〃	〃
大石	〃	〃	〃
裏小路	〃	〃	〃
鶴ヶ岡	〃	〃	〃
下庄	〃	〃	〃
檀原－1	〃	〃	〃
矢来－2	〃	〃	〃
大沢	〃	〃	〃
八荒神	〃	〃	〃
達小路	〃	〃	〃
中ノ又	胆沢郡金ヶ崎町永栄（別紙図面のとおり。）	〃	〃
河子端	〃	〃	〃
河子端－1	〃	〃	〃
女夫坂	〃	〃	〃
小歩（1）	〃	土石流	〃
小歩（2）	〃	〃	〃
西北沢	〃	〃	該当なし

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び県南広域振興局土木部並びに金ヶ崎町役場に備えておいて縦覧に供する。